

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金458,920円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年4月13日

(2) 事故発生場所

鳥取市桂木地内

(3) 事故の状況

鳥取県立鳥取工業高等学校に設置している自転車駐車場の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方所有の建物に当たり、同建物が破損したものである。